

## 春日井市要安全確認計画記載建築物除却費補助金交付要綱

(趣旨等)

第1条 市は、地震発生時における建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、要安全確認計画記載建築物のうち耐震性のないものの除却工事を実施する者に対して、その事業に要する費用の一部について、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 要安全確認計画記載建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第7条に規定する建築物をいう。
- (2) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。
- (3) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (4) 住宅外建築物 第2号に掲げる住宅以外の建築物をいう。
- (5) 耐震診断資格者等 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項に規定する者をいう。
- (6) 耐震診断 耐震診断資格者等が建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「告示」

という。)に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価することをいう。

- (7) 安全な構造 告示別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」による地震に対する安全な構造をいう。
- (8) 除却工事 地震による倒壊等の被害の防止を目的として実施する要安全確認計画記載建築物の1棟全てを除却する工事をいう。
- (9) 区分所有者 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。
- (10) 管理組合 区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。
- (11) 事業者 次条に規定する補助対象建築物に係る除却工事を施工する者をいう。
- (12) 申請者 この要綱に定めるところにより補助金の交付を受け、除却工事を実施しようとするものをいう。ただし、第4条に規定する補助対象者が複数存在する場合は、そのうちの1名を申請者とし、管理組合を構成している場合は、管理組合を申請者とする。

（補助対象建築物）

第3条 補助金の交付対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす建築物とする。

- (1) 市内にある要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条第2号又は第3号に該当するものに限る。）であり、耐震診断の結果、安全な構造でないと判断されたものであること。
- (2) 耐震改修促進法第7条の規定に基づき、市に耐震診断の結果が報告されたものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助対象建築物を所有する者又は補助対象建築物の管理組合（区分所有者又は共有者が存在する場合にあっては、申請者が補助金の交付を受けることについて、全ての区分所有者又は共有者の同意がある者及び管理組合を構成しているも場合にあつては、集会（区分所有法第34条の規定による集会をいう。）により合意形成が図られているものに限る。）
- (2) 建物所有者と土地所有者が異なる場合は、全ての土地所有者の同意を得ていること。
- (3) 国、地方公共団体又はこれらに準じる者以外の者であること。
- (4) 市税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象建築物について実施する除却工事とし、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) この要綱以外の補助金等の交付を受けていないこと。
- (2) 公共事業の補償対象となっていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次の表のとおりとする。この場合において、補助対象経費の額は、確定申告の際に交付申請額に係る消費税相当額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合には、当該消費税相当額分を減額した額とする。

区分	補助対象経費	補助金の額
住宅（マンションを除く）	除却工事に要する経費。 ただし、延べ面積に 34,100円／㎡を乗じて得 た額を限度とする。	補助対象経費の15分の11 に相当する額
マンション	除却工事に要する経費。 ただし、延べ面積に 50,200円／㎡を乗じて得 た額を限度とする。	
住宅外建築物	除却工事に要する経費。 ただし、延べ面積に 51,200円／㎡を乗じて得 た額を限度とする。	

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 規則第3条の規定にかかわらず、申請者は、除却工事の実施に関する契約を締結する前に、春日井市要安全確認計画記載建築物除却費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類（申請者が管理組合である場合は第10号を除く。）を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 「改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書」の写し
- (2) 除却工事費の見積書の写し（事業者の記名及び押印のあるものに限る。）  
及び積算内訳書
- (3) 耐震診断結果報告書の写し

- (4) 地震に対して安全な構造とすべき旨の市による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたことを証する書面の写し
- (5) 案内図
- (6) 補助対象建築物の外観写真
- (7) 区分所有者がいる場合は、申請者が除却工事を行い、補助金の交付を受けることに関して、全ての区分所有者に同意を得たことを証する書面（申請者が管理組合である場合は、組合同規約並びに除却工事の実施及び補助金の申請に係る議決書又はこれに代わるもの）
- (8) 共有者がいる場合は、申請者が除却工事を行い、補助金の交付を受けることに関して、全ての共有者の同意を得たことを証する書面（申請者が管理組合である場合は、組合同規約並びに除却工事の実施及び補助金の申請に係る議決書又はこれに代わるもの）
- (9) 建物所有者と土地所有者が異なる場合は、除却工事の実施について全ての土地所有者の同意を得たことを証する書面
- (10) 市税の滞納のない証明書
- (11) 事業者の有する建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業（土木工事業、建築工事業又は解体工事業に限る。）の許可を証する図書の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく解体工事業の登録を証する図書の写し
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 前項第10号の書類について、市内に住所があり、市税の滞納のないことの確認が可能な場合は、申請者の同意を得て省略することができる。

（申請の取下げのできる期間）

第8条 規則第5条の市長が定める期日は、交付決定を受けた日から起算して10日を経過する日とする。

(着手の届出)

第9条 申請者は、補助対象事業に着手したときは、春日井市要安全確認計画記載建築物除却工事着手届（第2号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 工程表
- (3) 工事請負業者、管理組合等担当者を記載した連絡者リスト

2 前項の書類は、補助金の交付の決定があった日から起算して30日以内に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(地位の承継)

第10条 申請者が死亡又は合併等により消滅した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で補助対象事業を完了し、補助金の交付を受ける意思があるときは、市長に届け出て地位を承継することができる。

2 申請者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で補助対象事業を完了し補助金の交付を受ける意思があるときは、市長に届け出て地位を承継することができる。

3 前2項の規定に基づき、地位の承継を受けようとする者は、春日井市要安全確認計画記載建築物除却費補助金地位承継届（第3号様式）に地位を承継する者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

4 申請者は、第1項若しくは第2項又は第16条第1項の規定に基づく補助金の受領を委任する場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(計画変更)

第11条 申請者は、規則第8条第1項の規定に基づき承認を受けようとするとき

は、次に掲げる書類を添付して、変更事業に着手する前に市長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業を廃止又は中止する場合は、この限りでない。

(1) 変更後の補助対象経費の見積書の写し（事業者の記名及び押印のあるものに限る。）

(2) 変更内容が分かる書類

2 申請者は、規則第8条第2項の規定に基づく補助金等変更決定の通知を受けた場合は、速やかに変更契約を締結し、変更契約書の写しを市長に提出しなければならない。

(遂行命令等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対して補助対象事業の遂行に関して必要な指導、助言及び指示を行い、又は必要な報告を求めることができる。

2 市長は、申請者が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助対象事業を遂行していないと認めた場合は、決定内容に従って当該事業を遂行すべきことを命じることができる。

3 市長は、申請者が前項の命令に違反した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(完了実績報告等)

第13条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、春日井市要安全確認計画記載建築物除却工事完了実績報告書（第4号様式。以下「完了実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 施工状況が分かる写真（工事中及び完了時が確認できるもの）

(2) 領収書又は請求書の写し

- (3) 産業廃棄物管理票A票の写し又はこれに代わるもの
- (4) 床面積80㎡以上の除却工事においては、建設リサイクル法に基づく届出の受領証の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(是正のための措置)

第14条 市長は、前条に掲げる完了実績報告書を受理した場合において、補助対象事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置を取るよう申請者に命ずることができる。

(補助金の交付方法)

第15条 補助金は、規則第10条の規定に基づき補助金の額を確定した後、申請者(申請者が次条第1項の規定により事業者に補助金の受領を委任した場合にあっては、当該事業者)の請求に基づいて交付するものとする。

(補助金の受領の委任)

第16条 申請者は、事業者に補助金の受領を委任するときは、補助金の交付の申請から完了実績報告書の提出までの間に、春日井市要安全確認計画記載建築物除却費補助金受領委任払申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、補助金の交付を決定し、かつ、前項の申請を承認したときは、その旨を春日井市要安全確認計画記載建築物除却費補助金受領委任払承認通知書(第6号様式)により、申請者及び事業者に通知するものとする。

(書類の保管)

第17条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を作成し、保管するとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

- 2 申請者は、前項に掲げる帳簿及び領収書等関係書類を、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市要安全確認計画記載建築物除却費補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。